

枚方市中学校部活動の在り方懇話会設置要綱

令和5年5月25日制定
枚方市教育委員会要綱第3号

(設置)

第1条 枚方市立の中学校におけるクラブ活動（以下「中学校部活動」という。）の地域連携又は地域クラブ活動への移行（学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月27日付け4ス庁第1640号）に定める地域連携又は地域クラブ活動への移行をいう。）その他の中学校部活動の持続可能な在り方に関し、中学校部活動又は地域におけるスポーツ若しくは文化芸術活動の関係者の意見を聴取するため、枚方市中学校部活動の在り方懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(懇話会の構成等)

第2条 懇話会は、懇話会委員13人以内で構成する。

2 懇話会委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 中学校部活動又は地域におけるスポーツ若しくは文化芸術活動に関し学識経験を有する者
- (2) 枚方市スポーツ推進委員
- (3) 枚方市スポーツ少年団に属する者
- (4) 枚方市PTA協議会の推薦を受けた枚方市立の小学校の児童の保護者
- (5) 枚方市PTA協議会の推薦を受けた枚方市立の中学校の生徒の保護者
- (6) 枚方市立小学校長会において選出された枚方市立の小学校の校長
- (7) 枚方市立中学校長会において選出された枚方市立の中学校の校長
- (8) 枚方市中学校体育連盟に属する者
- (9) 文化芸術に関する中学校部活動に係る指導に従事する職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

3 教育長は、特定の事項に関して必要な意見を聴取するために必要があるときは、懇話会臨時委員を依頼することがある。

(懇話会委員の依頼)

第3条 懇話会委員の依頼期間は、中学校部活動の持続可能な在り方に関して必要な意見聴取の終了時までとする。

(懇話会委員の身分)

第4条 懇話会委員（懇話会臨時委員を含む。以下同じ。）は、地方公務員としての身分を有しないものとする。

(進行方法)

第5条 懇話会は、教育長が招集し、懇話会委員の意見を聴取する。ただし、教育長が必要があると認めるときは、懇話会を招集せず、懇話会委員の意見を聴取することがある。

2 懇話会には、座長等を置かないものとする。ただし、懇話会の円滑な進行を図るために必要があるときは、この限りでない。

3 懇話会は、その進行方法に関する事項を除き、取決めを行わないものとする。

(秘密の保持)

第6条 懇話会委員は、懇話会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。懇話会委員でなくなったときも、また、同様とする。

(報償金)

第7条 懇話会委員には、懇話会への出席1回(1日に懇話会が複数回開催された場合については、1日)につき、報償金として、9,500円を支給するものとする。懇話会を招集せずに意見を聴取したときも、また、同様とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、学校教育部学校教育室教育指導課が担当する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。